

第●条（副業・兼業）

- 1 労働者は、当法人の業務以外の業務（以下「副業・兼業」という。）を行う場合には、事前に当法人の許可を得なければならない。
- 2 労働者は、前項の許可を求める場合、当法人に所定の許可申請書を提出しなければならない。
- 3 労働者が副業・兼業に従事することにより、当法人が次の各号のいずれかに該当する可能性があるとは判断した場合には、当法人は兼業・副業を禁止、又は許可の範囲を制限することができる。
 - ① 労務提供上の支障がある場合
 - ② 当法人の秘密情報や当法人関係者の個人情報の利用を伴う場合
 - ③ 当法人の名誉や信用を損なう場合
 - ④ 競業となる場合
 - ⑤ その他、当法人との信頼関係を毀損する場合
- 4 当法人が副業・兼業を許可した後に、前項各号の事情が発生、発覚した場合には、当法人は、許可を取り消し、又は許可の範囲を制限することができる。